記者発表資料

令和６年３月２６日
東 北 地 方 整 備 局

建築基準適合判定資格者の処分について

東北地方整備局長は、令和６年３月２６日付けで建築基準適合判定資格者に対し、建築基準法第７７条の６２第２項に基づく業務禁止の処分を行いましたのでお知らせいたします。

【処分内容】

・建築基準適合判定資格者（確認検査員）

処 分 日　令和６年３月２６日
処分権者　東北地方整備局長
資格者名　鈴木　裕文（登録番号第２０００２６９号）
処分内容　業務禁止１０日（令和６年４月１２日から令和６年４月２１日まで）

【処分事由の概要】

福島県内１件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により、建築基準関係規定である消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条に適合しない（同条に基づき消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 11 条の屋内消火栓設備に関する基準が適用される防火対象物（第 11 条第１項第２号に該当するとともに、建築基準法第２条第九号の三ロに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものであるため、第２項により、第１項の２倍の数値である延べ面積が 1,400 ㎡以上のものに該当）であるにもかかわらず、当該基準に適合しない）ことを見過ごし、指定確認検査機関に確認済証を交付させた。

発表記者会
福島県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　　電話　０２２（２２５）２１７１（代表）
建政部　都市・住宅整備課　　課長　　大泉（おおいずみ）　隆是（たかゆき）　（内線６１６１）
建政部　都市・住宅整備課　　課長補佐　　宍戸（ししど）　博文（ひろふみ）　（内線６１８２）